

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年6月16日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年6月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	原子炉圧力容器耐圧漏えい検査の事前点検において、制御棒駆動機構ヘッドアベント弁等(計49台)のグランド部に水のにじみが認められたため、グランド部を増締め	
2	5号機	原子炉再循環ポンプ(A)において、第2段シールキャビティ圧力の低下が認められたため、対応検討	
3	5号機	取水設備バースクリーン(A~G)において、海面付近のバーに貝の付着が認められたため、当該スクリーンを点検・清掃	
4	5号機	過渡現象記録装置の補助記憶装置において、読み込み及び書き込み不能が認められたため、当該装置を点検・修理	
5	6号機	主要変圧器防災装置のストレーナ前弁において、グランドリーク(3滴/秒)及びグランド締付ボルトに腐食が認められたため、グランド部を点検・調整及びボルトを交換	
6	6号機	廃棄物処理系廃液フィルタの入口流量計において、指示不良(ドリフト)が認められたため、当該計器を点検・校正	
7	集中環境施設	雑固体焼却炉(B)の炉内圧補助調節弁(R15-AO-F324B)において、開固着が認められたため、当該弁を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで